

## 第47回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成25年5月18日（土）

13：30～15：45

場所：アラスカ会館3階 エメラルド

司会： それでは、ただいまから第47回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

まず本日の資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、事前に送付させていただいたものが次第と資料1から資料8までとなっております。また、本日お配りした資料は出席者名簿及び席図です。不足などございませんでしょうか。

本日は都合により西垣委員が欠席されております。また小保内委員の代理といたしまして欠端二戸市市民生活部長が出席されております。

それでは開会にあたりまして、林環境生活部長からご挨拶申し上げます。

林部長： 環境生活部長の林でございます。今年度またよろしくをお願いいたします。

まず、委員の皆様方には大変お忙しい中、そして遠いところをご出席いただきまして大変ありがとうございます。今日のこの会議は本年度の協議会の第1回目という形になるわけでございますけれども、昨年度のこの協議会の主なテーマといたしましては、産業廃棄物特措法の延長に伴います特定支障除去等事業実施計画の変更について皆様方からご意見を頂戴し、それをベースにした国への申請をさせていただいたところでございます。お陰様をもちまして、この3月26日にこの産業廃棄物特措法に基づく計画につきましては環境大臣の同意を得ることができましたので、ご報告を申し上げます。

県といたしましては、今後ともこの事業計画に沿いまして、引き続き安全かつ着実に事業を進めてまいりますとともに、今後、整備をいたします県境不法投棄事案のアーカイブ等を通じまして情報発信をすることにより、本事案に係る反省点、あるいは原状回復事業を通じて得られました知見を生かしていきたいと考えているところでございます。

そしてまた、今年度の事業になるわけでございますけれども、廃棄物等の撤去につきましては今年度で完了する計画となっております。現在の廃棄物等の推計量からいたしますと、概ね10月頃の完了を見込んでいるところでございます。ここまで進むことができたのも、委員の皆様方や地元の方々のご支援とご協力の賜であり、深く感謝を申し上げます。

今日のこの協議会におきましては、今年度の主な原状回復事業等につきましてご報告を申し上げますこととしておりますので、委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

本日もよろしく願いいたします。

司会 : 本日は今年度最初の協議会でございます、事務局職員に一部異動がありましたので、改めて委員の皆様にご紹介させていただきます。

林環境生活部長です。

小笠原環境生活部次長です。

新任の神県境再生対策室長です。

田子町駐在の中野渡副参事です。

環境再生計画・工事管理担当の佐々木総括主幹です。

同じく工藤総括主幹です。

私は、本日、司会を務めさせていただきます周辺生活安全・責任追及担当の成田と申します。よろしく願いいたします。

それでは議事に移らせていただきます。以後の議事進行につきましては協議会設置要領第4第4項の規定により会長が行うこととなっております。古市会長におかれましては議長席にお移り願います。

それでは、古市会長から挨拶をお願いいたします。

古市会長 : 皆様、こんにちは。青森もやっと暖かくなったということで、20度を超えているようですが、札幌の方はまだ19度くらいで、青森よりも寒いという状況。それで、桜もやっと、今日出掛ける頃に「もうすぐ満開だね」と「週末は楽しめるね」と、遅ればせながらやっと春が来たという感じでございます。

先ほど林部長からご案内がございましたように、特措法に関わる実施計画の変更に対する大臣同意が前回のこの委員会の後、3月26日に認めていただいたということで、やっとホッとしたんですが、実はこれで終わったわけではなく、この10月には完了予定とおっしゃっておられますけれども、これは実は始まりなんですね。まだこれから、延長されたことで途中の中間報告、中間評価を踏まえて完全に安全だよという状況になる、そういうところまで我々この委員会のメンバーは、やはり一緒に努力していかなければいけないなど、そういう思いを新たにさせていただきたいと思っております。

皆さんのお手元に環境汚染現場の修復という本、実はずちの研究室でこの2月に発刊させていただきました。扱っている内容自身はこちらではなくて三重県の、もう十数年来私が関係してきたところの、同じように延長された事案でございます。そちらの方では、副題として「新しいアプローチ」と書いてございますように、やはり十分だと思って当初立てた計画であっても、やはり節目で評価をしてみるとやはり完全ではないと。その時には、改めてやはりしっかりと修復をしましょうというような、そういうプロセスは勇気を持ってやらなくてはいけない、また国の特措法のようにうまいタイミングがあれば、是非そういう形に持っていかなければいけないということの参考になるのではないかなど、場は違いますけれども同じように参考になるのではないかなということで、リスクという概念を中心にまとめさせていただいております。またお時間のあ

る時に見ていただきますとありがたいと思います。

今日はそういう同意が得られまして、その後の交渉で前回出した実施計画案の修正も少しおありになったようですので、その辺のところを踏まえてご議論いただいて、ご報告をいただき、また議論をしたいと思います。

もう1つ大事なことを忘れてはいけないと私が思っておりますのは、今日の報告事項の6番目ですけれども、環境再生計画ですね。ですから、だいぶ昔の話になってきたかも分かりませんが、ただ単にマイナスをゼロに持つてくるだけでは不十分だねと。だから、せっかく努力して県も県民も、それから国の税金を投与した日本も、それだけの苦勞をしたんだから、それをプラスに持つていかななくては行けないと。プラスに持つていくための議論を、やはりこういういい方向に持つて行けるチャンスではありますので、是非これを日本だけではなしに、今日は西垣さんが来られていませんけれども世界に発信をするということでありましたので、この貴重な経験を世界に発信できるよう、環境再生計画をしっかりとやるということが、やはり業務として残っている、決して終わったわけではないということを肝に銘じて我々も一生懸命議論をしたいと思いますので、県をはじめ委員の先生方、よろしくお願ひします。

そういうことをお願ひして私の冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

司会 : ありがとうございます。それでは会長には以後の議事進行をよろしくお願ひいたします。

古市会長 : それでは今日は報告事項でございます。1番目に、先ほど申し上げましたように青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更に対する環境大臣の同意についてということで、これは原さんと佐々木さんの方でご説明をいただけるわけですね。続けてやっていただけますか。よろしくお願ひします。

事務局 : それでは資料1に基づき、実施計画の変更に対する環境大臣の同意についてご説明いたします。

昨年度、本協議会でご協議をいただいた実施計画の変更について、産廃特措法の規定に基づき、本年3月26日に環境大臣の同意を得ることができました。

変更後の計画、関係図表等につきましては、皆様にお届け済みでございますが、変更後、最初の協議会ですので、国との変更協議による修正の内容をご説明したいと思います。修正内容につきましては、変更案の趣旨を大きく変えるものではなく、手続きの明確化、それから時点修正といった内容となっております。

それでは別添1をご覧くださいながら、実施計画の修正についてご説明します。まず最初にⅢの特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法の4番の汚染拡散防止対策の中の(2)長期的対策(平成17年度以降)の部分です。別添

1の1ページです。

ここでは、廃棄物等の撤去後に行う汚染水の浄化手法について、開始から3年程度経過後に行う中間評価の手続きを追記しています。修正前は、「3年程度経過後に中間評価を行い、必要に応じて見直すものとする」としていましたが、「その際には汚染水の浄化が効率的に行われていることを確認するとともに、専門家の意見を聞くなどして見直す」と修正しています。

次に(3)汚染拡散防止対策の終了についてです。ここでは、汚染拡散防止対策を終了する際に、現場内地下水等が再び基準に適合しなくなるおそれがないとの判断に用いた調査の結果を公表するというを追記しました。

次にVの不適正処分の再発防止策の中の5再発防止策です。まず、修正前の(3)を修正後の(2)に、それから、修正前の(2)、(4)、(5)を合わせて修正後の(3)不法投棄防止対策とし、その次に(4)として、不法投棄等の現状、と修正しています。

これらは内容が多いですけれども、時点修正になります。まず(3)の不法投棄防止対策ですが、実施計画の策定以降に本県が行っている不法投棄の未然防止対策、不法投棄監視対策等を具体的に記載しています。①として不法投棄の未然防止対策、②として不法投棄監視対策、③として産業廃棄物処理対策となっています。

次に(4)不法投棄等の現状です。グラフと表につきましても本県がこれまで行ってきた不法投棄防止対策の効果が分かるように、①において不法投棄件数及び投棄量、②において不適正処理件数及び不適正処理量の表及びグラフを追記しています。①では、不法投棄及び投棄量の推移が減少傾向にあることがご覧いただけると思います。また、②の不適正処理、これは野焼きや不適正な保管といった不適正処理の件数、それから不適正処理量の推移についても減少、その後横ばいの傾向がご覧いただけると思います。

実施計画の修正につきましては以上です。

事務局： 続きまして、資料1に戻っていただいて、下の方、関係図表の修正箇所についてご説明いたします。

それでは別添の2の方、表紙を1枚めくってご覧ください。こちらの方は昨年11月の協議会にお諮りをした計画案にも載せていましたが、国との協議の中で現在把握している地下水の状況を計画に記しておきなさいという指示がありましたので、昨年度の現場地下水の調査での環境基準超過地点☆、環境基準以下の地点を◎で、この図面の上に併せて表示するように修正しました。

次の3ページをご覧ください。こちらとその次の4ページについては新たに追加した図面になります。3ページ、計画では現場に残る汚染された地下水は揚水して浄化することとしておりますが、イメージ図ですが具体的な図を載せることとしました。現場地下水の平均流速から考えますと、右側の現場の上流部から左側、下流の方に向かって、流速から考えますと3段構えで井戸を配置することになるだろうと考えており、それを示しております。この数、あるい

は配置は、実際に現場の地下水の汚染状況を今年度調査をして具体的な配置を決めていきますので、あくまでイメージ図ということになります。

最後に、次の4ページになりますが、こちらの方は昨年度の時点で把握している現場地下水の状況から推定した浄化期間について載せることとしました。現場には概ね上下2層の地下水の帯水層が存在していることが分かっております。モニタリング調査で分かっている汚染状況から、その帯水層とエリアごとに状況を示したのが右下の方の図になります。この右下の方の図、ここで左側のピンクとオレンジ、黄色、3色に塗り分けられた図面の方が上位の帯水層、右側のピンク色と緑色で2つのエリアに塗り分けられた方が下位の帯水層の状況を表しております。ここで上下位ともこの丸で囲んでいるピンク色の部分が最も汚染されていると調査から推測しております。次いでオレンジ色のエリアの部分、そして黄色のエリアと続きまして、これらについては揚水して浄化しなければいけないと考えております。右側の下位帯水層の緑色の部分のエリアにつきましては、まだ汚染が及んでいないので、ここについては浄化しなくてもよいかと考えております。

このエリア、帯水層ごとの汚染状況と、この図面の左上の表で算出した地下水賦存量により浄化対象となる汚染地下水の量が分かります。このページの右上の設定条件で、現場への年間の降水量から1日平均150 m<sup>3</sup>の雨水が地下に浸透することから、高濃度のピンク色のエリアからは1日100 m<sup>3</sup>、オレンジ色と黄色のエリアからは50 m<sup>3</sup>揚水することとして設定した場合、この図面の左側のグラフのように現場地下水の1,4-ジオキサンの濃度は概ね矢印がある84ヶ月と96ヶ月の間で最も高濃度のピンク色のエリアが環境基準0.5mg/lを下回ると推定しております。この状況をこの図面1枚で簡潔に載せております。

このように3枚、図面を修正、追加しております。

以上、変更実施計画の修正部分についてご説明いたしました。最後に別添3の方をご覧ください。

真ん中の2の主な変更内容としまして、廃棄物の撤去、そして汚染拡散防止対策、事業の実施期間は34年度まで、そして事業費について載せておりますが、これは環境省との協議の中で修正を経ても全く変わっておりませんが、念のため、別添3として改めてこちらの方にお示ししております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

ご質問をいただく前に、図の見方として佐々木さんの説明された別添2の3ページ目の、赤と黄色というのは、黄色は既存の井戸で赤は数はイメージだけどもこういうのを新たに掘りますということですね。そういう解釈でいいですね。赤と黄色の説明がないので、そういうことですね。

事務局： 現在、一番左側の方に黄色で示した井戸が4つありますが、そのうち◎の井戸3箇所が現在稼働している揚水井戸になります。それ以外の部分については

県境部と現場の下流部、これは既存のモニタリング井戸ということになります。  
この赤い◎の揚水井戸を追加して設置するというイメージになっています。

古市会長： はい。同じところで4ページの右下のところの上位帯水層というのと下位帯水層というがございますね。これは地山の下帯水層が2層に分かれていて、それで、この上下位というのは、これは上部の帯水層と下部の帯水層が、これは普通上位と下位と分かれているから、その間に不透水層があるから分かれるんですよね。

事務局： はい、そうです。

古市会長： 上下位と書いているのは、ここにはそれがないという意味ですか。このピンクの部分。

事務局： ピンクの部分も実際は上位と下位にしっかり分かれていると考えておりますが、実際に浄化する場合、ここは上位も下位も汚染されていますので、通して汲み上げることができるような構造の井戸を設置することを考えております。

古市会長： そうですか、井戸が同じで、どういう意味なのかなと思ったんですけども。要するに、この対象地域、全面に第1帯水層と第2帯水層の間には明確な不透水層があるんだという理解でいいんですね。

事務局： そうです。

古市会長： ピンクで上下位にしたという意味は、もう一度おっしゃってください。

事務局： ここについては上位と下位のどちらも汚染されているので分けて揚水する必要がなく、通しでどちらの帯水層も把握できるような構造の井戸を設置して揚水するというのを考えております。

古市会長： 汲み上げるケーシング（パイプ）のうち、上下の帯水層の部分だけに、取水のための溝を設けるという意味？

事務局： そうです。上下の帯水層の両方に有孔管を設置することを考えています。

古市会長： そうですか。分かりました。ありがとうございました。

以上、環境大臣の同意について、その後、産廃処理事業振興財団の調査会で質問を受けて修正をしたんですね。また、その後、環境省の担当部局からの指示ですよね。

いかがでしょうか。かなり細部に入った部分のご説明ですので、ちょっとす

ぐには理解しにくいかも知れませんが、何かご質問等ございますでしょうか。時間は十分ございますので、どうぞ。これが出発点ですので、よろしく。

佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： 確認なんですけれども、この特定支障除去等事業が全部終われば、この再生計画は別にして、この事業の報告書は何かの形で出るのでしょうか。

というのは、特定支障除去等事業なので当然かと思うんですけれども、青森県側の事業のことしか書いてないんですね。だけれども、その廃棄物がどこから来たかというのがすごく大事な話で、首都圏からほとんど来ていますよね。それをどこかにはっきり書いた方がいいんじゃないかなと思うんですが、どういふところに書くことになるのでしょうか。

古市会長： 廃棄物の全量撤去が終了したとする報告を公表するかというご質問と、それと先ほどのいくつかの修復対策の部分で3の不法投棄防止対策の中でこれまで県が取り組んできたことを全部書きますという話がありましたよね。それとの関係で、元を言えば廃棄物は首都圏から来たわけですから、それらの方の原因の部分はどういう形でお示しいただくんでしょうかという、この2点の質問ですか。

佐々木委員： 一緒のことなんですけれど。どこかで書く必要があるんじゃないかと思うんですけれども。

古市会長： いかがでしょうか。

神室長： 実施計画の中に、既に経緯がいろいろ書いてございまして、今、先生がおっしゃるようなことについても記述がございます。

それからもう1つは、終わった後、どうするんだという部分については、この協議会からの発案によるアーカイブということで、それを電子化でデータに整理をしておりますので、その中でそういうふうな外部の方がどうなっているのかという部分とかで調べたりとか、そういうものについても対応できるものと考えています。

古市会長： あまり納得されてないんでしょう。どうぞ、ご質問を。

佐々木委員： もう少し強調した方がいいのかなという思いがあったものですから。

古市会長： 多分、修正前後の主なものが対照表に示されていまして、修正前では再発防止策が個別に列挙されていたんですけれども、もう少し整理して統一的に書いてくださいということで、今回、不法投棄防止対策が掲げられています。1つ

目が未然防止、2つ目が監視対策、そして3番目が廃棄物処理対策でございますよね。ですから、今、佐々木委員がおっしゃっていただいた部分というのは日常的な産廃対策において、やはり事前協議なり何かその辺の監視体制がしっかりできてなかった可能性があるということで入ってきたのではないかと。だから、こういう部分に書かれるのではないかなという気がするんですけどもね。その辺、いかがですか。

どういうことをやりましたよ、どうでしたよと反省も含めて背景を書かれるんだったら、やはり首都圏の廃棄物が違法に流れてきたんだということはやっぱり大きな原因ですから、そこの部分をやっぱりどこかでしっかり、どこかに書いておかないとヒストリーとしては不十分ではないかなという趣旨じゃないかなと思うのですが、先生、いかがですか。

佐々木委員： そのとおりです。

古市会長： その辺、いかがでしょう。

神室長： 事業完了後もアーカイブという形で残りますので、その内容を見直しして、今ご発言のあった趣旨が反映されているように留意して作業を進めたいと思います。

古市会長： それをどういう形で公表するんですか。要するに、公表をどうされるんですかというお話ですから。報告書という話が当初はあったんですけども。

神室長： アーカイブというのを何のために作るかと申しますと、それを活用する方々のためということで、それを誰が見れるかということ、それは誰でも見れるということでございますので、まさに誰でも見れるということは公表ということと同じ意味かと思っておりますので、そのアーカイブの中に今おっしゃるような首都圏からのゴミといったものが流れてきたということですよ、そういったことを内容としても盛り込むということです。

古市会長： はい、分かりました。佐々木委員、よろしいでしょうか。アーカイブに記載していただけると。

佐々木委員： はい、是非、是非太文字で書いていただければ。気持ちは皆さん、同じだと思っておりますけれどもね。やっぱり不法投棄された側のことを私達は一生懸命議論をしているんです。計画もそうなんですけれども。そもその原因と言いますかね、こういう不法投棄が起きた経緯の最初のところをもうちょっとアピールしておかないといけないんじゃないかなということで、ちょっと強調してほしいということを申し上げました。



古市会長： ありがとうございます。  
他にいかがでしょうか。宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 分からないことを質問させてください。2ページの硫酸ピッチパトロール、初めて聞いた言葉だと私は思っているんですが、このことについて説明してください。

古市会長： お願いします。

事務局： こちらのようですが、硫酸ピッチというのは、不法に作られた密造軽油で発生します。本当であると自動車とかそういったものの燃料というのはちゃんとそれのための税金がかかって販売されているのですが、それが免除になっている灯油などを不法に使って、識別する物質を薬品を混ぜて取り除いて一般の燃料油として使っているという事例がございます。これはあくまで法律違反なんです。その薬品を入れて密造軽油を作る際にできるものが硫酸ピッチといわれる物質です。これは非常に扱いや処理が困難なもので、そういうわけで不法投棄されることが多いです。不法投棄されますと、当然地下水の汚染とか、そういったことにつながっていきますので、未然に防ぐという意味で硫酸ピッチが投棄されることがないようにパトロールをしているという状況です。

古市会長： よろしいですか。全国的に、北海道もそういう硫酸ピッチの不法投棄がありまして、全国的にそういう密造といいますか、軽油だと税金が高いので重油からそういうふうに原油、重油から軽油に蒸留するという形で、その残さが不法に処理されているということですね  
いかがでしょうか、他には。福士委員、お願いします。

福士委員： 揚水井戸の件です。揚水井戸で、図を見るとあちこちこうやって、それぞれ集めて水路で持っていくという形だと思うんですね。その際に、質問は、井戸1本ごとに汲んだ水のジオキサンの濃度をモニターするとか、そういうことは一切しないということですか。

事務局： これは井戸の配置を決めるために、今、既に掘り始めているのですが、観測井戸を掘っております。こちらの方で濃度を把握していきます。実際に揚水するための大口径の井戸を設置した場合も、最初は当然水質の管理はしますが、汲み上げ始めますと常時の監視というのはいりません。定期的に調査します。

福士委員： しばらくしたら、もう、皆混ざって、最後、バーってどうせ汲んじゃうんだからということ。

事務局： そうですね。

福士委員： 最初のうちだけはモニターをして、ここはやたら濃いとか、ほとんど出てこないとか、全体像は一応やる？

事務局： そうですね。当然、汲み上げている井戸、その1本が基準超過になれば汲み上げる必要はなくなりますので、そういった意味では随時把握はしていきますが、常時監視までは行いません。

福士委員： そうしますと、さっきの会長さんの質問にも関係するんですが、高濃度の上と下がありますが、さっきのお答えだと、通るところはストレーナーを上も下も1本の井戸に両方揚げて一緒に汲んじゃうと。だから、上だけ比較的薄いとかが濃いとか、そんなことはないから一緒にやっちゃおうという意味ですね。

事務局： ピンク色のエリアについては上位も下位も濃度が濃いので、通して汲み上げます。オレンジ色と黄色の部分については、この上位にあたる部分が緑色のエリアになって、こちらについては汲み上げる必要がないと考えていますので、ストレーナーは下位の帯水層にしか切らない予定です。

福士委員： そうすると、最初のモニターで大体状況は分かって、以降、その作業を続けるという意味なんですね。

事務局： そうですね。

福士委員： やっているうちにだいぶ中が変わってきたら作戦を変更するとか、そういう余地はあると思うんですけどもね。

事務局： ええ、それは当然、常時監視はしませんけれども、2年後にはデータにより中間評価を行います。

福士委員： 分かりました。

事務局： 井戸の配置とか汲み上げ方については、今、5月の連休明けから調査井戸を掘り始めていますので、7月くらいまでには、全部掘り終えて、水質の分析を始めます。その調査結果をまとめて今年度中には、秋口までには配置計画をまたお諮りすることになっています。

福士委員： 分かりました。

古市会長： 今日のところはイメージだけだから、数と位置はまだ決まらないと思うんですね。井戸というのは、どちらかというところとスポットですよ、点なんですね。

ただ賦存状態というのは面なり体積であるわけですよね、流れているわけですね。だから、そういうものを、流動状況を踏まえた上でモニタリング位置を決めなければいけないし、浄化の状況も判断しなければいけないはずですね。そういうこともやられるんですよね。今はイメージで、やりますよということを宣言されていると解釈していいんですよね。そういうことですね。

事務局 : はい。

古市会長 : 他にいかがでしょうか。  
小田委員、お願いします。

小田委員 : 分からないことをお聞きしたいと思います。それこそ、先ほど佐々木委員の方から、このような沢山の不法投棄をされてしまった、それを防ぐことがこれからのとても大事ではないかということでお話があったと思うんですが。この実施計画の中の、まずは別添1のところにも書かれているんですけど、廃棄物不法投棄の監視委員を配置するというので、そして修正案の方には、不法投棄の防止対策、それから監視対策とか、いろいろ沢山計画されて、これが実施されたら相当防止できるのかなと、私も安心できるのかなと思いつつ、これを監視するというのも大変なことだなと思うのですが、どの程度の人員配置でそれをなさっているのか、そして抜き打ち的にやっているのか、常時計画的に回ってそういう対策を取られているのかというあたり、ちょっと皆様のご苦勞を教えてくださいなと思うのですが、いかがでしょうか。

古市会長 : お願いします。

林部長 : 今、ここに書いてあるものというのは、既に今現在、田子町の県境不法投棄事案が発生して以降、これから先、こういった事態が発生しないようにということで、今現在、行っている体制となっております。

従いまして、今、私どもこの事務局におりますのが県庁の中の県境再生対策室ということで、県境不法投棄事案に対応する室になっているわけですが、総体として、いわゆるゴミとか廃棄物の対策というのは環境政策課という課がございまして、その中に廃棄物・不法投棄対策グループという、非常に庁内でも大きな人員を配置しているグループ、十名ほどのグループ員がおりまして、こういった体制、そして県内4箇所環境管理事務所という出先機関を配置いたしまして、県内各地域でこういったパトロール、あるいはいざという時の対応ということに備えて体制を組んでいるところでございます。

小田委員 : ありがとうございます。ということで、それこそ今の別添の4ページのところにも、不法投棄の件数がどんどん減ってきているという成果にもなっているということで、これからも監視とか対策を怠らないで、やはりしていかなきゃ

いけないのかなと思って、皆様のご苦勞、大変なご苦勞をなさっているんだなと思いつつ、ちょっと教えていただきたくて質問をさせていただきました。ありがとうございます。

古市会長： ありがとうございます。これについては、本当に大変なことをやられていると思うんですけれども。国は平成9年と12年で廃棄物処理法を改正して、予防とか事後対策を強化しましたよね。青森県の再発防止策はその後の話ですよ。ですから、そういう意味では対策なり予防、事後対策も含めて対策はできているはずなんですよ。それは理念的なものかも知れませんが、それを踏まえてやられたはずなんだけれども、その中で青森県は何をやったかという形を書きなさいということだったわけですね。そういうフレームの中でのお話ですね、そういうふうを考えていいんですね。

ということですので、全国的に本当は小田委員、やられようとしているんですよ。でも、言ったからといって、法律に書いたからといって実行されるとは限らないと。ですから、被害県である青森も、これはそういう意味では非常に大変だったわけですよ。

だから、今、小田さんが感心されたように、大変な作業だということは間違いないと思います。

他にいかがでしょうか。一応、これがベースになりますので、この機会にちょっと質問をしていただいた方が共通認識の上で出発できると思いますので。溝江委員、いかがですか、何か。

溝江委員： 専門的なことは分からないのですが、上の方の汚染拡散防止対策についてもとてもよい修正内容になったなと思いますし、何よりも再発防止策が、これまで既にやってきたことが改めて記述されたということですが、とても具体的で、しかも詳細に渡っているという点でとてもよい再発防止策になっているということをお話を伺いました。ありがとうございます。

古市会長： ありがとうございます。

他にいかがですか。石井委員、お願いします。

石井委員： 変更内容の方の、主に別添1の資料の上の方、長期対策の中で中間評価をされる時には専門家の意見を聞くなどしてということで、今回、こういったもの、今日、古市先生の書かれた本にも書いてあるんですけれども、中間評価を用いてフレキシブルにそこで見直してやるというのは非常にいいことだと思うんですね。そういうことが入ったということで、今すぐというわけにはいかないと思うんですけれども、また事前になると大変ですので、今、これからそういう汚染水の調査をされてという修復方法をやるということですから、どういう中間評価をするのかとか、中間評価で何を評価するのかとか、そんなようなこと

も少しイメージしながら調査計画を立てて中間評価につなげていくんだと。中間評価の専門家というのは一体だれなんだと、どういうフレームでこの中間評価をやるのかといったようなことも、多分この協議会が中心になると思うんですけども、そんなようなことも少しずつ後出しジャンケンぽくならないように事前にできるだけ決めて、議論をして中間評価をやった方がいいかなと思いました。

それから、今度は終了ですよ。今、この文章だとちょっと分かりづらいのは、事業効果を確認するために行った調査結果を公表の上終了するというところで、この実施計画ですから、いわゆる 10 年後の年度末までにはこういうものを公表してやりなさいということだと思うんですけども。例えば、検査結果の経過に照らし、基準に適合しなくなるおそれがないと認められた時点でというのも、前の協議会で決めた時には確か 2 年間ぐらいとか 1 年ぐらいとか、何かそんな議論もありましたよね。そんなことで、必ずしも 10 年よりもちょっと超えちゃう可能性もありますよね。必ずしも今回の事業計画の時間と、終わりのところは結構アバウトというか、今、不確定でパッと決められないところもあるかと思うんですけども、終わり方は一応そういうふうで合意を取っていくといたしますか、あるいは事業が終わった後も県としてはちゃんと最後までモニタリングをして、事後評価をして終わらせますよだとか。要するに、この事業が終わったら修復が終わりじゃないんだよ、ちゃんと環境がきれいになってから事業は終わりますよということをしかりと今のうちに確認される方が大事かなと思いました。

以上、2 点、コメントかもしれませんが、よろしくをお願いします。

古市会長： コメントだけでいいんですか、何か見解をお聞きしなくていいですか。

石井委員： 聞きたいですね。

古市会長： じゃあ見解をお願いします。

神室長： 今、石井先生がおっしゃったことは当然のことといたしますか、これからの地下水の浄化というのは、まさに環境基準をめぐって、それ以下、つまり今後も田子の町民の皆さんはこの土地と共に生きていきます。そこで我々が県として誠意を持ってやり始め、今、現にやっています。そういうことは、今、まったく委員がおっしゃることと重なるわけですから、それを肝に銘じて対応してまいりたいと思っています。

専門家についても、時期を逸しないように検討をしていきたいと思っております。

古市会長： 他にいかがでしょうか、ございませんか。時間がだいたい来たんですけども。私の方から 1 点だけ、確認だけなんですけれども。

今の一番最初のところで、中間評価の話なんですけれども、最後のところに「必要に応じて見直すものとする」となっていますね。一応、特措法の期間というのが10年間あるとして、中間評価を3年間やりますね。そして状況によっては浄化がうまく進んでないよとか、新たな汚染源みたいなのがあったよとか、いろいろ可能性はあるわけですよ。そうすると、期間も石井委員がおっしゃったように延びる場合もあるでしょうし、それからコストが増加する可能性もありますよね。そういう必要な見直しのためのコストなり労務費とか、県の方がやらないといけないわけですよ。そういうのはどう対応されるんですか。この1点だけ確認をしておきたいと思います。

事務局： もちろん、今はこの浄化計画、10年間で終わらせるという浄化計画の中で経費も積算をしておりますが、当然、それがもし万が一増加するようなことになれば、それはまた国と協議をして当然相談することになると思います。

古市会長： 国から出る可能性はあるんですか。

林部長： 中間評価の段階で、浄化がなかなか進まなかったりした場合、まず基本的には、期間に関しては可能な限り努力をして工法を検討の上、10年間という今の期間の中でやれる方法を検討するというのが第一だと思っています。そして、現実的なお話として、その際に経費ですとか期間なりに変更が出た場合というのは、まず今の事業計画というのは国からの特措法に基づく支援を得るための事業でございますので、当然その段階、または、この前の段階でも国に対して、特措法の延長のお願いですとか、そういったものも含めながらお願いをするとともに、基本的に状況に応じて適切に県として対応していかなければいけない、これが基本だと思っています。

古市会長： そう思いますけれどもね。案じているのは、県費まで出さなくてはならないようになる可能性もあるんでしょうねということ、ちょっと私はおそれているのでね。要するに、今は見えている部分しかないんですよ。見えない部分があるわけですね。予算の積算にしても見えている部分の積算でしかないわけですよ。予算というのは大体限られているんですよ。そうなってくると、見えなかった部分、まあやむを得ないものについてはそれは当然国に申し上げてまたお願いをするということになるんでしょうけれども、ちょっとうっかりとしていたとか、そういう時は県費でやらなくてはならない可能性も出てくるわけでしょう。だから、そういうので最初の取っ掛かりをしっかりとやらないと、後で大変なことになりますよと。

今日、本をお渡しをしていますけれども、こちらの方も10年間揚水をやってみただけけれども、結局、揚水をやっている時はきれいだったんだけど、止めたらまた元に戻ったよという話なんです。ただ、この場合は全量撤去してないんですよ。廃棄物が残っているからということで、水が通るところだけ

きれいになっていた危惧があるわけですね。こちらの場合は全量撤去をして、無いんだから、そのおそれはないんですが、ただ、ここの地点で心配なのは地山の下の帯水層が2つあって、そちらが汚染していた場合、そちらの部分というのは残っているわけですから、本当に浄化されたかどうかというのをしっかりと見極めることが重要であるということなんですよ。

そこ、本当に、先ほど佐々木さんが説明していただいた部分、しっかりしないと本当に3年後の評価の時に大変なことになる可能性もあるので、今からしっかりやられた方がいいでしょうねという思いなんです。それだけです。

どうぞ、榎本さん。

榎本委員： まず、1,4-ジオキサンをベースにしてこういう形で監視するという体制になっていただいたことに感謝をしています。

実は別添の2の4ページにあるこのエリアですが、実は今日、先生方いただいたこの本の分布図がありますよね。これは田子じゃないですね。

古市会長： いえ、全然関係ないです。三重県の方です。

榎本委員： できれば、本当はこういうイメージの分布図が本当はあって、これがどうなるのかと感じていたら本当はベストだなと思うんですけども。前から流れを把握した図がほしいというのはこういう感じなのですが、まあここまでいなくても、今の新しい井戸と深さとの関係でこういうものがおそらくどこかで流れているととても分かりやすいなと感じましたので、何か、そういう形でまとめていただければありがたいと思います。

古市会長： おっしゃるとおりなんですけれど。面積が全然違うんですよ。もう、三重県は割と限られています、こちらは16万㎡ですから面積が全然違うんですよ。だからそこは特殊なところと考えられた方がいいです。本当にモニタリングをきっちりやっつてすごいコストが掛かっているんです。それと同じレベルをやろうと思ったらとんでもない話になると思います。

三次元の分布図があると非常に分かりやすいと思います。特に地下の帯水層、地質構造を踏まえた地下水の流動分布とか分かるといいですけどもね。

その辺も可能な範囲で、もしかできるようでしたらまた何らかの情報をお出しいただきたいと、要望がございましたのでお願いします。

では、この第1番目の案件は一応時間がまいりましたので次に移りたいと思います。次は廃棄物等の撤去実績ですね。これにつきまして成田さん、お願いします。

事務局： それでは資料2に基づきまして、県境不法投棄産業廃棄物等の撤去実績についてご報告をいたします。

前回、平成25年3月2日の協議会では、平成25年2月22日現在の撤去実

績を報告したところでございます。これに2月23日から同年3月31日までの撤去実績を加えた結果、昨年度の撤去実績といたしましては上段の表にありますとおり、165,127.37トンとなっております。これに平成16年度から平成23年度までの撤去実績891,858.12トンを加えた1,056,985.49トンが昨年度までの累計の撤去実績となります。今年度につきましては、平成25年4月から5月10日までの撤去実績が18,784.78トンとなっております。従いまして、これまで、5月10日までの撤去実績を総計いたしますと、1,075,770.27トンとなっております。

下段の表にありますとおり、今年度の撤去の計画は91,615トンとなっておりますので、5月10日現在までの進捗率を見ますと20.5%となっております。

資料2につきましては以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

今のスピードでやっていると10月には完了するだろうということですね。いかがでしょうか。これは順調にやっていますよというご報告ですから、よろしゅうございますね。ありがとうございます。

それでは3番目の報告事項としまして平成25年度の主な原状回復事業につきましてご説明をよろしく申し上げます。これは佐々木さん、工藤さん、続けてお願いします。

事務局： それでは資料3をご覧ください。平成25年度の主な原状回復事業ですが、環境大臣の同意を得ました変更実施計画書に基づきまして、今年度も引き続き廃棄物等の撤去を進め、原状回復事業に取り組んでまいります。まず1つ目、廃棄物等の撤去ですが、平成16年度の撤去開始から10年目となりましたが、いよいよ撤去完了を迎えます。現時点の最新の推計量から廃棄物については概ね7月まで、汚染土壌については概ね10月までの撤去完了を現時点で見込んでおります。

2つ目、撤去完了後、現場跡地の整備ですが、現場跡地の方はつぼ穴等による改変がされており危険なため、穴を埋めたり勾配を緩やかにしたりといった地盤安定化のための整地などを行います。

3つ目としまして、またこれら現場の作業に加えまして平成26年度からの現場跡地の森林整備に取り組むために、現在行っております植樹モニタリング調査の結果等を踏まえ、森林関係事業者等の協力を得ながら植栽区域や植栽手法といったものを検討して森林整備計画を作ります。

最後に、現場地下水の汚染状況調査ですが、廃棄物と汚染土壌の撤去完了後も現場に残る汚染された地下水につきましては、現在、5月から現場内にモニタリング井戸の掘削工事を開始しておりまして、7月までには掘削を終えて、その後、水質の分析あるいは帯水層の把握、地質の調査といったものを踏まえて地下水の状況を把握して、その結果を解析して揚水井戸配置等の計画をこれ



から作成してまいります。

なお、下の方には今年度のスケジュールを図示しておりますが、一番上、廃棄物の撤去は7月、汚染土壌につきましては10月で撤去完了を見込んでおります。その後、現場跡地の整備は、もう既に撤去完了した部分から着手はしておりますが、11月の撤去完了後から本格的な整備に入っております。それと並行しまして森林整備計画の方は現在いろいろ検討協議を始めておりますが、8月末に予定しております協議会ではお示しできるものができあがっていると思います。最後、現場の地下水につきましては、ただいま調査、解析をしておりますが、11月の協議会くらいではお示しできると思いますので、それ以降検討をいただき、最終的には来年度の計画ですので、1月の協議会では何とか完成の形をみたいと思っております。

事務局 : 続きまして資料3の次のページになりますが、A3横長の資料で平成25年度の廃棄物等撤去計画についてご報告をいたします。

昨年度までは産廃処理施設の処理能力とか取り扱い品目に応じてひたすら掘削撤去作業を行ってまいったところなんですけど、今回、撤去がだいぶ進んできて先が見えてきたということから、今後の撤去計画ということでまとめてみましたので、その概要についてご報告をいたします。

まず図の右上の方に平成25年度廃棄物等撤去計画を載せておりますが、この中で、ちょっと下になりますが(参考)と書いているところをご覧くださいと思います。廃棄物等推計量とありますが、平成24年10月に推計した時の全体量を書いております。これは変更実施計画を策定した時の数量です。廃棄物等の全体量としましては、約1,149,000トン、それで24年度までに92%にあたる1,057,000トンが撤去済みで、25年度には92,000トン、約8%になりますが、92,000トン残っております、それを今年度全量撤去するということで進めております。

その下の表ですが、平成25年度地山確認予定という表を載せてございます。地山確認が必要な全体面積が82,900㎡ですが、平成24年度までの確認済み面積が49,900㎡で、これは全体の約60%にあたります。25年度につきましては、残りの40%を第10回から12回の地山確認、3回ございますが、この3回で最後まで撤去を完了したいと考えてございます。

上の方に戻りますが、残っている廃棄物等ですが、まず1の廃棄物です。これは地山確認を3回分予定しております、第10回、11回、12回になりますが、この①中央部とか②西側エリアとかと書いているこの○数字が図面の方と対応してございます。第10回地山確認につきましては先月、4月24日に既に実施済みでございますが、図でいきますと図の真ん中辺ですが、オレンジ色で着色している部分です。①第10回と書いているところですが、このオレンジ色の部分と、それから一番左側の下の②と書いてある部分、これが西側エリアですが、この2箇所分について既に地山確認を終わっております。ということは、廃棄物については撤去済みとなっております。今後残っているのが第11

回確認分、これは赤色で示したところの③と④になりますが、硫化水素建屋の周りの部分、それから選別施設の南側、下側のところが第 11 回確認分として予定してございます。その次の第 12 回確認分としまして、⑤の、図面でいきますと右側、洗車場西側というところが面積は少ないんですがこの部分が残ってございます。

以上、この着色した部分が廃棄物が残っていて、25 年度に撤去する箇所です。廃棄物につきましては、撤去完了を概ね 7 月と見込んでございます。

次に 2 の汚染土壌が残っている箇所ですが、これにつきましては図の中で⑥、⑦、⑧の、青い太い線で囲った箇所になります。これについては、さらにその中に着色された正方形の箇所がございまして、これは一辺が 10 m 四方の四角いエリアですが、ここに汚染土壌が残ってございます。分析を掛けた結果、汚染土壌として扱うことになったエリアです。左側の上の方に、タイトルボックスの下に汚染土壌の凡例が載ってございます。この色分けについては 3 種類ございますが、その場所によって汚染の深度が異なりまして、1 m から 3 m の深さで汚染土壌があるという状況でございまして、これについては撤去完了を概ね 10 月と見込んでございます。

以上で平成 25 年度廃棄物等撤去計画の概要ということでご報告させていただきました。

古市会長： 工藤さん、今、資料の 3 の 2 枚目の A 3 で廃棄物等撤去計画の概要を説明していただいたんですけども、主に地山のお話ですよ。

資料 4 の部分も続けてやってもらってもいいかなと思ったんですけども。その後、工藤さんにやっていただいた後に分析結果も続けて対馬さんにやっていただこうかなと思います。続けてお願いいたします。

事務局： 引き続きまして資料 4、地山の確認及び分析結果（第 10 回）という資料です。昨年 12 月に第 9 回の地山確認を実施したところですが、その後、廃棄物等の掘削作業が、撤去作業がかなり進んできたということで、今年度、4 月 24 日に、先ほどもお話をしましたが中央部と西側エリアにおきまして地元と報道関係の皆様へ公開のもと、第 10 回の地山確認を実施してございます。当日は非常に風が強い状況で、参加していただいた地元と報道関係の皆様には大変ご苦勞をおかけしました。

下の図の方でご説明しますと、黄色で着色した部分が確認済みエリアです。それからピンク色の部分が今回の確認エリア。それと薄い緑色ですが、これが未確認エリアでございまして、現在、掘削作業を進めているところです。

今回確認した面積が、中央部と西側エリアを合わせまして 10,500 m<sup>2</sup>、それとこれまでの確認済み面積を合わせますと約 73 % の面積が確認済みとなっております。

今回のエリアに廃棄されていた廃棄物ですが、焼却灰主体のものが主で、場所によっては、西側エリアの方ですがパーク堆肥様物とか、あとはゴミ固形化

燃料に似せて作られた RDF 様物というのも廃棄されてございました。今回のエリアで掘削した廃棄物の高さは最大で約 21 m となっております。

次に地山確認の方法と状況について、次のページの写真でご説明いたします。上の写真は地山確認箇所の全景を撮ったものですが、真ん中に白い点線で囲まれた黒く見える部分がございますが、これが廃棄物です。現在、掘削作業を進めているところでございます。その手前と奥の方ですが、赤い点線で囲まれた部分、これが今回の地山確認を実施したエリアとなります。色が赤茶色やねずみ色などの地山の表面が出ているということで、廃棄物とは明らかに違うということがご覧になれると思います。

中段の 2 枚の写真については、確認エリアの全景と、エリアのすぐ傍まで行きまして、目視で確認していただいている状況です。

最後になります。下段の写真です。エリアの 1 箇所地山を約 1.5 m まで重機で試掘いたしまして、目視で確認していただいているところです。

以上のように、地元と報道関係の皆様が目視で確認していただき、廃棄物がなくなって撤去が完全に完了したということを確認して了解いただいたところです。

今年度につきましては、先ほどの資料にもありましたが、あと 2 回地山確認を予定しております。これで全ての地山確認を完了するという予定でございます。

続きまして、地山の分析結果についてご報告いたします。

事務局 : それでは地山の分析結果について、3 ページ以降の内容についてご報告いたします。

まず 2 の表層土壌の調査結果です。先ほどの第 10 回地山確認に先行して、地山が出始めたところから順番に、平成 25 年 1 月 29 日から 2 月 2 日まで、それから 2 月 25 日から 2 月 26 日にかけて、2 回に分けて当該エリアの試料を採取し分析を行いました。

調査範囲は 4 ページをご覧ください。中央部水色の部分が地山確認範囲、それから赤い太線で囲んだ第 10 回と書いてありますが、そこから矢印が伸びております三角と四角の枠で囲んだ部分が分析範囲となります。30 m 区画で 11 区画となります。

前のページに戻っていただきます。調査内容につきましてはこれまでと同様です。①揮発性有機化合物 (VOC) の調査ということで、30 m 区画ごとに 1 地点で表層ガス調査を実施しました。それから VOC ガスが検出された 30 m 区画について、細分した 10 m 区画で表層ガス調査を実施しております。それから②になります。重金属等調査ということで、30 m 区画ごとに 1 検体、概ね 5 地点の試料を混合して、表層土壌の調査を行い重金属を分析いたしました。

分析結果①です。VOC のうちベンゼンが 10 m 区画の 4 区画の表層で検出されました。4 ページ、5 ページを併せてご覧ください。4 ページの方、中央部にオレンジ色で斜めの線が入っている部分が 4 区画あります。この部分が VOC

ガス、ベンゼンが検出されたエリアでございます。調査結果につきましては5ページの方に載っております。b12 - n1 の①、それから下の方にいきまして b12 - n1 の③、それから b12 - n1 の⑤というところで VOC のうちベンゼンのガスが検出されました。それから上の方の b12 - s1、①の真ん中の部分でございますが、こちらでもベンゼンが検出されておりました、合わせて4区画でベンゼンが検出されております。

それから6ページを引き続きご覧いただきます。重金属等に関しては、基準値超過はございませんでした。

3ページに戻っていただきます。今の表層土壌の調査で VOC・ベンゼンが検出されました10m区画について、その後、引き続き2月13日から15日にボーリングして、深度方向の試料を採取し、公定法により分析し、基準値超過しているものがどこか調査しました。調査結果につきましては、6ページの別表2に入っております。先ほどの b12 - n1 から b12 - s1 まで、ガスは検出されていたのですが公定法により土壌溶出試験をしたところ、いずれも土壌環境基準以下、不検出で、汚染土壌はなかったこととなります。

3ページに戻ってください。4番、今後の対応となります。

汚染土壌が確認されなかった今回の調査区画は撤去完了となります。なお、今回の第10回地山確認エリアのうち調査が完了していない区画もありますが、これらの区画につきましては地山確認の前日と前々日、4月22日と23日に追加調査を行っております。これまでのところ重金属と VOC は大丈夫でした。またダイオキシンに関しては、まだ分析結果待ちです。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。資料3の方で25年度、今年度の主な原状回復事業の項目とそのスケジュール表についてご説明をいただき、特に廃棄物と地山の撤去等の計画につきましては10回、11回、12回と、それぞれのブロックを示していただいて、その撤去時期、確認時期とか、その辺をご説明いただき、10回のものにつきましては、今、分析結果も踏まえてご報告をいただきました。

併せて資料3、4、何かご質問等、ございますでしょうか。いかがでしょうか。

石井委員、お願いします。

石井委員： 素朴な疑問で申し訳ないのですけれども、これ、主な原状回復事業とタイトルで書いていますよね。ということは、これ、いわゆる実施計画に基づいた国の補助に基づく事業ということになります。

それで僕が言いたかったのは、これは今年度だから仕方がないでしょうけれども、後で出てきます環境再生に関しても少しずつここにチラチラと見えていますね、今年は森林整備計画が入ってきていますよね。ですから、今後、いわゆる廃棄物の撤去が終わって地下水汚染も調査をして修復しながら、森林整備だとか、あとその他のアーカイブだとか環境の他の事業だとか、いろんなもの

が並行していろいろこれから走って行くようになりますよね。そういうものの全体を見渡して今年度とはか、そういうのがないと、ちょっとこれだと何かすごく一部分の事業を取り立てて今年やりますというような感じに聞こえちゃうのと、じゃあ、これは先ほどの僕の素朴な疑問のように、これは国のお金でやることなんだと、次に出てくるのは県費でやることなのかと、勝手に想像してしまうので、何かその辺、ちょっとうまく全体の事業というものを整理されてやった方が今後はいいんじゃないかなと、ちょっと素朴な疑問ですけども、そういうふうに思いました。いかがでしょうか。

事務局 : 分かりました。資料3の方ですが、これは現場での作業に絡んだ事業を抽出して載せておりましたが、3番の森林整備計画は、いわゆる国の支障除去等事業とはまた別で県が行うものです。

古市会長 : 言葉で今、おっしゃっていただいたのは、原状回復事業とはどういうことを意味しているんですかということです。環境再生も含むんですかと。そうではなしに、支障を除去するという国の補助の範囲だけのことを原状回復事業とおっしゃっているんですかと。その辺の範囲をちょっと明確にしてくださいという、そういう質問です。

事務局 : この資料の切り口が現場に絡んだ事業を抽出して今年度こういことを現場でやりますよということでしたので、そういう意味ではちょっと適切ではなかったのかもしれませんが、森林整備計画というのは国の支障除去事業ではありませんので、そういう意味で原状回復事業という言葉を使っております。ただ、原状回復事業という意味では環境再生計画全部が入っているわけではないので、そういう意味で地域振興等抜けているのはあります。

石井委員 : そうなのであれば、僕は県がこれからこういう事業をやっていくんだという時には、原状回復というのは言葉的には法律的にももう古い言葉ですので、初めはこうだったかも分かりませんが、もう思い切って環境再生事業というふうにして、その一環としていろんなものがあるような感じで、個人的はそういう名前の方がいいのかなと思っていました。コメントです、これは。

古市会長 : いずれにしても、県としては県費で環境再生事業を、要するに支障除去に関する国の特措法の対象は環境再生は入っていませんからね、その辺を仕分けて、県としては環境再生事業はしっかりやるんだという認識でよろしいわけですよね。その辺、ちょっと確認をしたかったということだろうと思います。

他にいかがでしょうか。スケジュール等に関しましてご質問等、ございませんか。山本委員、いかがでしょうか。

山本委員 : 特に申し上げることはございません。これまでの経過を見ていると、現場も

もう少しで全ての物が撤去される、あとは水だけだと、それから環境再生だというふうに、議論がこうして表に出ていただくことが一番ありがたいと思っているところでございます。

スケジュールにつきましては特に申し上げることはございませんで、このような形がしっかりとなされればいいなということと、岩手の方との関連性の中で、小保内市長さんもおっしゃっておりますが、どこまで一緒に話をする機会があって、そしてお互いの進み具合を確認する機会があって、お互いがやり方は違ったけれどもいいところまできたねというふうに確認する機会があればいいなということが実は言われております。私もそう思っております、いずれかの時点でそういうことがいづれなればいいなと感じながら見ておりました。以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。  
他にいかがでしょうか。宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 資料3の平成25年度のスケジュールの現場跡地の整備というところでございますが、11月から実際に行われるという黒の印ですが、11月、この3月の間は、山はとても厳しい時期に入ると思うのですが、この時期に現場跡地の整備というのはどのようにお考えですか。私はとても難しい時期だと思うのですが。

古市会長： お願いします。

事務局： お答えいたします。撤去作業が10月までになってございますが、いきなり全面的に10月に終わるというわけではなくて、部分的にはどんどん進んだ形で最後のところに手をつけて10月に終わるという計画でございます。ですので、早期に終わっている箇所につきましては、ある程度つぼ穴とかも埋めますし整形もしていきたいと考えています。実際には整備に入れる時期はちょっと何とも言えないところですが、できれば雪が降る前にある程度進めたいと考えております。  
来年度もありますので、今年度はできるところまでやると考えております。以上です。

古市会長： 併行してできるところからやっていくということですね。そうは言っても残る部分はあるでしょうけれど、冬になりますと雪が降りますよというご意見ですね。

宇藤委員： この間、現場にも一緒に行かせてもらって見学させていただいたんですが、まだ、どのようにやるかという考えがそれほどまとまってないような感じを受けたので、それで跡地の整備に取りかかるというスケジュールが出ているので

すが、26 年度には森林整備に掛かりたいという計画なので、もう少し吟味した方がいいんじゃないかなという考えです。

事務局 : 分かりました。

古市会長 : 整備状況等、また次回にでもご報告をいただければ、済んだところから併行してやられるとおっしゃっているので、どのように整備していつているかという途中経過のご報告をいただいたら理解しやすいということだと思いますね。よろしくをお願いします。

いかがでしょうか。特段ご意見がなければ次の報告事項に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは5番目の報告事項の県境部の鋼矢板設置の進捗状況、これにつきまして中谷さん、ご報告をお願いします。

事務局 : 資料5についてご説明いたします。県境部鋼矢板設置の進捗状況についてです。

鋼矢板設置の目的及び効果について。現場県境部の鋼矢板未設置部分においては、岩手県から本県に汚染物質 1,4-ジオキサンを含む地下水が流入しているものと考えられているところです。この地下水の流入を防止するために、岩手県では鋼矢板による汚染拡散防止工を設置することとしております。両県で協議を行いながら適切な施工を確保し、これによって岩手県側現場からの汚染地下水流入による影響を排除して、本県側現場の地下水浄化に今後とも取り組んでまいります。

次に昨年度までの状況についてです。本県から、鋼矢板未設置部分について地下水流入を防止する措置を講じるよう求めて岩手県と協議したところ、平成24年11月9日には、今後岩手県において安全側に立って鋼矢板による流入防止対策を行うこととしたという連絡を受けておりました。

ここまでの状況は昨年11月に行われました本協議会で報告済みでございました。

次に3番、両県協議内容です。これは平成25年4月17日に青森県庁で打ち合わせた内容になります。鋼矢板による地下水流入防止対策の調査・設計及び施工計画について確認するため、青森・岩手両県で協議を行ったところ、岩手県から、平成25年度内に工事を完了するよう鋼矢板による遮水工を施工する旨説明がありました。この手順については以下のとおりにとめました。

まず、岩手県は遮水工の設置工事に先立ちまして、今年度前半に調査・設計を行います。5月下旬には地質調査と詳細設計についての契約を締結することとされております。地質調査として行う内容ですけれども、県境部においてボーリング調査を4孔で行います。このボーリング孔で想定される帯水層に対応した現場透水試験を行って、帯水層の把握と鋼矢板の深さ、設置すべき深さを検討します。その際には試験結果等のデータにより両県で協議を行うこととし

ております。鋼矢板の施工予定箇所は、現在、県境のライン上に設定されておりますけれども、調査・設計の中で判明した現場の状況も加味して具体的にこれから検討することになります。

今後の方針です。岩手県が行うボーリングの状況や現場透水試験の結果などを適宜訊きながら、難透水性地盤の把握と鋼矢板による遮水工が適切に行われるよう、岩手県と協議していくこととしております。

続きまして、次の次の、1枚めくったページですけれども、これは岩手県が25年3月に行った岩手県の原状回復対策協議会の資料の一部を、岩手県の了解を得てここに転載しているものです。平成25年度事業計画（案）についてとありますが、このページの一番下の項目、A地区県境部遮水壁工という部分をご覧ください。A地区の県境部遮水壁工は、上半期に調査設計を行い、下半期に鋼矢板による遮水壁工を施工するとあります。このように協議会でも明らかにされております。

次のページをご覧ください。これも岩手県資料の続きです。平成25年度現場概要図とありまして、左上の部分、赤い小さな四角でできた点線がございます。この部分がA地区の県境部遮水壁工の設置が予定されている箇所になります。この下の黒い太線は既に設置されている鋼矢板になります。

既設の鋼矢板から県境のラインに沿って県境部北側の山の頂上付近まで鋼矢板が設置される内容となっております。Aと書かれた部分はA地区の撤去済み箇所を示しておりますが、この付近に4つ、これは揚水井戸が設置されまして、ここで揚水を行って地下水面を下げる、鋼矢板の設置とこの揚水がセットで行われて対策がなされるという内容となっております。

次のページ、5ページをご覧ください。これは平成25年度事業計画実施工程（案）となっております。下から2番目の項目、A地区県境部遮水壁工の部分をご覧ください。7月から8月までに調査設計が行われ、その後、8月もしくは9月から年度末にかけて鋼矢板が設置されるという運びになってございます。このように、岩手県側でも協議会でこのとおりにお知らせをしているところであります。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。いかがでしょうか、県境部の鋼矢板の設置は岩手県と青森県が協議をして、それで岩手県が調査・設計して施工をするんだということのご報告でございました。この中身につきまして、何かご質問、福士委員、お願いします。

福士委員： 岩手県の話なので、ある程度しかご存じないかもしれませんが、教えていただきたいのですが。

1つは、今年度中に水処理施設を造るということなんですね。どんな方法か、お分かりになる範囲で。処理方法。それからもう1つは、4ページの地図を見るとやたら揚水井戸がありますが、一部既にあるものも確かあるはずで、相当



増設するという意味なのでしょうか。2点。

事務局： 今のご質問ですが、岩手県庁さんの方では、既に年度初めから新しい水処理施設が稼働しているようです。こちらの方、当然、本県の現場と同じように1,4-ジオキサンをターゲットにした促進酸化処理を取り入れている施設と聞いております。この丸印の部分ですが、揚水井戸、岩手県の方でも1,4-ジオキサンをこの揚水井戸で汲み上げて、現場の浄化を図るということで聞いておりました。

古市会長： この井戸は全部新設？何ておっしゃったの？水処理施設？

事務局： 新設というのは井戸です、揚水井戸はかなりの数設置すると聞いています。

古市会長： 数等は分からないんですね、調査・設計するとおっしゃっているのです。

事務局： 当然、既設の県境矢板の裏側、もう既に設置されている矢板の裏側に既設の井戸もございますので、それも含めてですが、かなりの数を新設すると聞いております。

古市会長： でも、これ、どこが新設だろうか。上のBのところですか。Aのところは何となく前、こんなのがあったような気がしましたけれども。

事務局： 詳細については把握はしていないんですけども、新聞報道で得たんですけども、新設が19、既設のものが12箇所あるということでした。現状の数とは整合しないかもしれませんが。昨年度末の時点ではそういう情報がありました。

古市会長： 福土委員、よろしいですか。  
じゃあ、溝江委員。

溝江委員： 岩手県が設置する鋼矢板を自分の目で見たいという思いがあって、前回の協議会で、できれば現場視察の際に岩手県側も視察をしたいという希望を述べたんですが、今回、岩手県側の資料を見ると鋼矢板の具体的な設置が9月以降ということで、8月の30日の際にはまだ設置されてないのは残念ですが、でも、おそらく青森県側との協議等で最終的に設置する場所だとか深さだとかは、もう分かるんじゃないかなということで、その辺は期待はしているのですが。  
質問は、8月30日の視察は従来どおり青森県側だけなのか、あるいは岩手県側も可能なのかお聞きしたいと思います。

事務局： 岩手県側の現場も見たいというご希望がありましたので、これから岩手県側と調整をして、できましたら岩手県側の現場も見学させていただくようにはし

たいと考えております。

古市会長： 一応、希望は申し上げるということですね。ちょうど 8 月 31 日だったら予定では終わるんですね。

事務局： そうですね、早ければもう既に施工の準備に入っているかとは思いますが。

古市会長： 石井委員、お願いします。

石井委員： 主に県境の矢板のお話でしたけれども、先ほど福士先生からもお話があったように、水処理施設についてもうちちょっとお聞きしたいです。と言いますのは、矢板を打っただけではダメで、やっぱり地下水のコントロールを岩手県の方でしっかりとやってもらうということが岩手県側から青森県側に来る地下水の量、あるいは質をコントロールすることが非常に重要だということで、どれだけちゃんと揚水してもらえるかと、コントロールしてもらえるかということがすごく大事だと思うんですね。そういった意味で、ちゃんと青森県側から岩手県側への要望としては、しっかりと地下水位をコントロールしてくださいということを、矢板を造るだけじゃなくてそれはしっかり要望して、モニタリング結果とかを共有すべきだというのが 1 つですね。

そうすると、今後は水処理施設の容量分しか向こうは多分水が引けないので、水処理施設の容量が大体どれくらいなのかというのが 1 つ気になる点ですよ。

それから、今まで岩手県さんは溜めた水をローリーで運んで外部で処理をしていましたよね。ということで、今度、ここに水処理施設を造るということは排水はどこかに多分放流されると思うんですが、どこに放流をしているのか、どれくらいの水をどこに放流しているのかというのがすごく気になるんですけども。そのあたりの情報をもしお持ちでしたら、それをチェックした方がいいんじゃないかなと思うんですけども。

事務局： こちらのようですが、この後、岩手県庁さんとも協議をしていきますので、その中できちんと確認していきますが、現在、水処理施設の能力については 1 日あたり 240 トンと聞いております。処理した放流先は、南側の調整池の方の沢筋ですか、いずれにしても南か北かどちらかの、確か南側の放流、調整池のほうから放流になるかと思いますが。

石井委員： 具体的にはどちらになりますか。○と書いてある方ですか。

事務局： ○地区の方の右下の方に南調整池というのがありますが、現在もそちらの方から放流をしているはずですので、同じような放流になるかとは思いますが。こちらの方も確認していきます。

石井委員： そうですね、水質だとか、そういったものがもしあればお願いします。

古市会長： これは、まさにこっちに出したら二戸に行く方？

事務局： いえ、すぐ県境をまたいで熊原川に注いでいます。

古市会長： こっちに帰ってくる方？

事務局： そうです。基本的に、岩手県側の現場の水もすぐ青森県側に県境を越えて入っているという形になっております。

古市会長： ありがとうございます。ちょっと確認ですけれども、井戸をいろいろ掘られているのですが、鋼矢板はどこまで打つのですか、不透水層？今ね、青森の方では地山の下第1帯水層、第2帯水層という話をしているでしょう。だからそういうものに入ったら困るわけですね。だから、そこまでやるのかなと、ちょっと素朴に思ったんですけども。鋼矢板を越えてシューっところ入ったら意味がないものね。

事務局： 本県としましては、元々水処理施設の能力というのもございますので、汚染されている、汚染されていないに関わらず、ここからの地下水の流入についてはできれば止めていただきたいということで岩手県庁さんの方をお願いをいたしましたので、それを基本に、一番下の難透水性層まで打ち込んでいただきたいと協議してまいります。

古市会長： 難透水層ということは第1、第2帯水層の下ですよ。

事務局： そうですね、そこまで打ち込んでいただきたい。せっかくここも多大な経費を掛けて岩手県庁さんで設置されますので、当然効果があるものでないとどちらにとっても不幸なことです。お金を掛ける以上はきちんと青森も岩手も効果があるものを設置したいという認識は同じだと思っております。そのところは現場のボーリング孔の調査のデータを基にきちんと協議をしていきたいと思っております。

古市会長： それで既設の鋼矢板、境界上のA地区の下部分、これは当然難透水層まで打ち込んでいるんですけど？浮いていたような気がしたんですけどもね。

事務局： 一応データ上は一番下の水を通さないところまで打ち込んでいることにはなっています。

古市会長： その辺、ちょっと確認してみてください。もしか、そうであるならば、それにつながるわけですね。

事務局： そうですね。

古市会長： その辺、7月の終わりまでに調査・設計されるということですから、その辺の情報をいただいて確認していただけますかね。よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。先ほど山本委員におっしゃっていただいたように、両県協議をしながら進めるんだということで、協力しながらやっていくということですね。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

これでよろしければ次の報告事項に移りたいと思います。6番目、平成25年度の県境発・県境再生啓発事業（計画）、これにつきましてご報告をお願いします。鹿原さんと原さんですね、よろしくお願いします。

事務局： それでは平成25年度の県境発・環境再生啓発事業の今年度の実施計画につきまして、資料6に基づいてご説明申し上げます。

まず事業の概要につきましては、県境不法投棄事案に係る原状回復事業の状況を公開し、事業への理解を促進するとともに、本事業で得た貴重な経験等を次世代に継承するための情報発信など、環境再生計画に掲げた施策の具体化に向けた取組を行うというものです。

事業内容の（1）環境学習の実施の部分ですが、①の出前講座につきましては、県職員が出向きまして不法投棄事案の概要や県の取組について学んでもらうというものです。②の不法投棄現場見学会につきましては、現場の見学を通じまして原状回復対策への理解を深めてもらうというものです。③の処理施設見学会では、撤去した廃棄物の処理方法や、それがどのように活用されるのかということなどについて、子ども達に学んでもらうというものです。④の県民見学会につきましては、今年度も青森、八戸、むつ・東通の各ルートからの現場見学会を実施する予定としております。

今年度の具体的な実施計画につきましては、資料の3ページの別紙1に記載してございますが、①の出前講座につきましては10校から申し込みをいただいております、790名の児童生徒の方を対象としております。②の現場見学会につきましては、田子町内の小学校の他、三戸町、八戸市の小学校・中学校、合わせて7校を予定しております。また、③の処理施設見学会につきましては、12校の557名、見学先といたしましては八戸セメント、青森RER、奥羽クリーンテクノロジーを予定しております。

日程につきましては、今後各学校との調整の中で若干の変更もあり得ますが、概ねこの日程で開催したいと考えております。

最後に、④の県民現場見学会につきましては、9月中の開催を予定しておりますが、詳細につきましてはこれから決定してまいります。

次に1ページに戻っていただきまして、事業内容の(2)記録映像の蓄積・情報発信の部分です。①は記録映像の蓄積ということで、環境学習の教材や後世に伝える資料として活用するために、不法投棄現場や県の取組の状況についての記録映像を蓄積しております。今年度も春夏秋冬の季節ごとの現場の様子のほか、環境モニタリング・環境学習といった県の取組の状況につきましても映像記録を残していくこととしております。

②の水処理施設を活用した資料展示・公開、③のアーカイブの整備に関しましては、前回の協議会でもご説明申し上げておりますが、②につきましては浸出水処理施設を活用したパネルや図書の展示等により、不法投棄現場の状況や原状回復事業の内容を分かりやすく紹介してまいります。③につきましては、原状回復事業の経験、資料等を貴重な財産として次世代に引き継ぐため、ホームページにより県境不法投棄事案アーカイブとして公開し、情報発信するための準備を引き続き進めてまいります。

2ページの(3)地域振興の促進、(4)自然再生の推進につきましては、原総括主幹からご説明申し上げます。

事務局 : それでは(3)の地域振興の促進についてご説明します。東急建設(株)では、現場跡地の利活用提案であるバイオマスプラントによる水素製造と、このプラントから発生する熱と電気を利用した施設園芸事業について、これまで立地可能性調査を行ってきたところですが、当該プラントは実用化に課題があるほか、汚染地下水が残留する現場跡地で栽培された作物については市場の理解が得られない可能性が大きいということを考慮して、実現は難しいと判断したところでは。

同社では、これを踏まえ、新たに地域のエネルギー資源、家畜ふん尿や食品残さを活用したバイオマス発電等と施設で発生する消化液を利用した作物栽培事業について、関係事業者及び田子町とともに立地可能性調査を行っています。

別紙2の事業スキームですけれども、図の中の右側にある近隣食品工場、近隣畜産農家、または、近隣農家から出される食品残さであるとか家畜ふん尿を原料として、真ん中に書かれている発電プラントで発酵の処理がなされて、出てくるバイオガスを使用した発電。それと、このプラントから消化液といわれる液体肥料が出てきますので、これらを地域の農家などにおいて使用していただくことによってこのエネルギーを回していきたい。

(3)の資料に戻りまして、この事業についても国の補助金の交付を前提としておりますけれども、ご説明したエネルギーの資源の確保と液体肥料の有効利用に目途が付き次第、近く見込まれる国の公募に発電事業者が当該事業を応募する予定であるとされております。

同社におきましては、必ずしも立地条件に恵まれない現場の跡地において積極的に事業化の実現に取り組んでいるところであり、県としては今後も地元との調整を行うとともに事業立地に係る既存の制度について情報提供をして、その活用について関係部局との連携、調整を行ってまいります。

(4)でございます。平成26年度から、不法投棄によって失われた恵み豊かな大地への思いを馳せながら、緑あふれる豊かな自然環境の再生をめざすため、試験植樹モニタリング調査の結果及び跡地整備後に見込まれる現場の地形等を踏まえて、関係部局、田子町及び森林関係実務者等とともに植栽手法等を検討して、「森林整備計画」を作成します。

別紙3は、廃棄物等撤去完了後における暫定的な跡地整備方針です。これは今後の廃棄物の出方、あるいは跡地の整備によっては変わっていく可能性がございますけれども、現時点での暫定版としてお示ししております。

資料3の(4)に基づき、①の森林整備の整備区域については、「地域振興」の取組での利用及び勾配等により植栽が不相当と認められる範囲を除いた区域とします。別紙3の図面では、赤い線と青い線で囲まれた植栽可能エリアとして、平成26年春、平成26年秋、平成27年の春、平成27年の秋という区分をしており、約37,000㎡となっています。「地域振興」エリアについては、再生可能エネルギー施設、あるいは「地域振興」エリアとして約19,000㎡を区分しています。

②の整備の時期につきましては、跡地の整備の完了予定時期を踏まえて、26年度と27年度の春秋の4季に分けて実施したいと考えています。

③の客土については、県が行う建設工事において発生する土壌などにより、跡地の成形、森林整備を行うための植栽基盤としての造成を行ってまいりたいと思います。

④のその他ですが、民間事業者の自主的な森林づくり活動である「企業の森」を積極的に誘致するとともに、官民協働による植樹祭の実施に取り組みたいと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。環境再生事業の計画案についてご説明をいただきましたが、ご意見をいただく前にちょっと確認したいのですが、これは地域振興の促進の方は国の補助金の地域バイオマス産業都市構想だと思うんですけども、この事業、これが通らなければやらないということですか、前提というのはどういうことでしょうかというのが1点と、もう1つ、別紙3の地域新興エリアというのは具体的に何をするところですか。エネルギー施設というのはバイオマス発電をされるところでしょう。それとエネルギー作物と書いてあるのは、いわゆる資源作物のことだと思うんですけども、これはどこに植えられるのかなということ。その辺、追加説明をしていただけますか。その上で質問を受けたいと思います。

事務局： 事業者の確認をしておりますけれども、あくまでもこの事業を前提に進めるんだというお話でした。

古市会長： 前提ということは、そういうことなのでしょうね。かなり競争率が高いです

からね。

2番目の質問は。

事務局：別紙3の図面そのものが、東急さんの当初の提案のあった事業に基づいて作成したもので、再生可能エネルギー施設の11,200㎡というのがプラントを建てようとしていたエリアです。また、この下の地域振興エリアというのは、当初施設園芸を行おうとしていたエリアですけれども、施設園芸はなかなか難しいということで、現時点では、環境再生計画でいう地域振興エリアという表示をしています。

それからエネルギー作物の栽培については、現場の跡地の中でやるのではなくて、田子町内の農家、あるいは空いている農地があるのであれば、そういったところを活用したいという方針です。

古市会長：じゃあ、液肥はそちらまで運ばれるということですね。そうですか。

地域振興エリアというのはまだ未定であるということですね。そういう意味ですね。

いかがでしょうか、ご質問ございますでしょうか。

溝江委員、お願いします。

溝江委員：環境学習についての意見ですけれども。前にも述べましたけれども、小学校に比べて中学校は授業日数とか授業時数の確保にとっても現状は苦勞しているわけですが、そういう中で今年度八戸市内の2校の中学校が①の出前講座、それから②の不法投棄現場見学会、どちらも実施というのはとても嬉しいニュースだなと思います。中でもいい方法だなと思ったのは、大館中学校さんの不法投棄現場見学会、7月30日、すなわち夏季休業中を利用して、しかも学年が1年生から3年生の全学年の希望者を対象にすると。そうすると、こういう授業を考えていてもなかなかうちはできないなと思っている、もちろん小学校も含めて、特に中学校さんにはこういう大館中のような、こういう方法で実施できるというのは、底辺をこれからは広げていくのであればとてもよい方法だなと、こう思いました。

古市会長：コメントということですね。

他にいかがでしょうか。小田委員、お願いします。

小田委員：今の意見に関連してですけれども、中学校の夏季休業中を活用してということで、もう1つ、④の県民現場見学会ですが、これに教職員の参加を考えた場合に、やはり先生方も夏季休業、休みではないので勤務はあるんですが、でもある程度スケジュール調整とかそういうのができますので、もし教職員の現場見学の機会を持てるのだったら、やはり夏季休業の期間、9月上旬ではなくてそれに合わせて実施していただければ、もう少し中南の方の教職員にも是非ここに

関心を持って、まずは教職員からということを考えて、そのあたりも配慮していただければと思います。

古市会長： その辺は、どうなのでしょう、学校側が理解すればできることなのでしょう。

小田委員： そうですね、実態から言えば、溝江委員さんも言いましたけれど、現場では授業日数とかそういうことで、なかなか、例えば中南の方の小学校、例えば私は小学校現場でしたので小学校で県境のことについて授業に取り入れると、ちょっとそこはなかなか難しい。それよりも4年生の教材という日常生活ゴミについての学習になりますので、そういうところから少し発展的なこととしてそれに触れて、教師が授業に取り入れていくというところで、教師がまずはそういうところにも目を向けて発展的な学習のところで、例えば総合学習などにそれを活用する目を向けさせて、子ども達にもう少しそういうところまでという形で、現場見学とか出前講座とか、そこまでいかななくても、やはり子ども達に意識を持たせる機会ということでは、まず教師がそこに関心を持つようにということで、これを行ったから実施できるということではないんですが、機会があればいいなと。もしそこまで考えてくださるのでしたら、夏季休業を配慮した期間に実施できればまたどうかなということ。

古市会長： 環境問題一般はリーダーの人をうまく育てて情報伝達して、それを伝えていただくというのが効果的なんですよね。そういう意味で、先生に参加していただくというのは効果的だとおっしゃっていただきました。県としては、そういう対応は可能なんです。

事務局： 県民現場見学会につきましては、主な参加者としてご年配の方が多く、8月という暑い時期に実施しますと、体調面での心配などがありまして、もう少し涼しくなった時期に開催しないと安全面で問題があるという事情があります。

古市会長： 一般県民の方はそうなんですけれどもね。要するに、環境問題に興味のおありの方というのは、どっちかというとな配者の方が多いですよ、最近ね。だから、今、小田委員がおっしゃっていただいたのは学校の先生にということですので、若い方もおられますのでね。だからそういうことをご配慮いただけないかということ。

神室長： 一応、検討をしてみます。日曜日に実施しているということですから、先生方も参加は物理的には可能ということですが、今まで先生方の参加というのは必ずしも多くないという状況でございますので。8月とか夏季休業中にということ、我々としてその方向に向けて検討というのはまた躊躇する部分もございます。



古市会長： 躊躇するということは、やらないということ？よく分からないんだけど。

神室長： 適宜、判断して対処いたします。

林部長： 小田委員も十分ご存じのように、教育委員会の方にこの時期、学校の先生を対象として見学会を入れましても、結局、日頃のカリキュラムの関係から、なかなか協力はいただけないというのが、実態としてございます。従いまして、ある意味、協力というか参加していただける先生方が自発的な形で日曜日なりに参加していただけるという形でやらざるを得ないというのも実情です。結局、先生方だけのための日程を確保しても、なかなか教育委員会との調整で実施の段階まで、他のものでもそうなんですけれども、至りにくいという実情があります。

小田委員： ある程度、現場の先生方の意識というか、それを考えればなかなかこちらに出掛けてみようかなというようには.....。

古市会長： でも、小田委員は校長先生も経験されて教育現場のエキスパートだと思うんですけども、その方がおっしゃっていただいたということは、先生方の方から、教育委員会等とかを含めて手を上げていただいて、じゃあ、まあそういうふうにおっしゃるんだったらこちらとしてはやりますよという形が一番自然なんじゃないかということをおっしゃっているんだろうと思うんです。前も、何か教育委員会との関係で、どちらがどっちとよく分からない面があるんですよ。

林部長： もし、教育委員会、先生方の方からそういうご要望があれば、きちんと対応していきたいと思います。

小田委員： はい、そうですね、やはり教職員に勉強をしたいという意識があれば、出前講座などにも出向いてくださるので、そこからスタートするというのも本当はできると思うので、やはりもう少し現場の教職員もこちらの方に目を向けて、そして意識を持って再発防止とか、そういうことにこれから次代に継承していくという意味では本当は必要、大切なことだと思うのですが。

古市会長： 私もそう思います、全くそのとおりだと思います。多分、この辺のところは、一番いいのはマスコミの方がそういう要望が委員会であったよとか、そういうお話がありましたということをお話をして、一回アナウンスしていただいて、それで県民の方がどう対応されるか、そういうことも大事じゃないかなと思いましたけれどもね。

小田委員： まずはアーカイブで情報発信をるところから関心をつなげていけばいいのかなとは思っております。

古市会長： じゃあ、宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 小田委員さんとも関連して、現場に行ってみると、是非見ておいてほしいなという気がいたします。なかなか見れるものじゃないと思うので。ただ、田子の人達にも見てほしいなと思っても、私自身もそれを誘ったりできないので、そこら辺、本当に見てもらいたいという思いがあります。

古市会長： 誘えないんですか？誘ってください。

宇藤委員： 是非、田子の人も見てくださいと、田子ケーブルテレビも来ていますので、よろしくお願いします。

古市会長： そうですよ、やっぱり現場を見たのと見てないのでは、印象が違いますよね。考え方にしましても。

宇藤委員： 全然違います。福士先生も、こういうのを是非とっておいてほしいと、この間おっしゃったのですが、遮水壁にしても矢板にしても、やっぱり見てみると遮水壁などはもうすごい遺跡というか、私はそういう感じで受け取ってきましたので、是非本当に見てほしいなと思います。

古市会長： そうですね。分かりました。そういうご要望も多いですので、これから本当に環境再生、しっかりやっていたらと思います。よろしくお願いします。

すいません、ちょっと時間が超過しておりまして、次の最後の報告事項に移りたいと思います。三栄化学工業の差押不動産の売却決定について。これにつきまして、成田さん、ご報告をお願いします。

事務局： それでは資料7に基づきまして、三栄化学工業(株)の差押不動産の売却決定についてご報告を申し上げます。

県では、県境不法投棄事案に係る代執行費用徴収のため、平成16年4月に原因者である三栄化学工業(株)が八戸市に所有する本社敷地の差押えを、平成16年5月にこの敷地上の建物の差押えを行ったところがございます。以降、公売を実施しておりまして、平成25年3月に第20回の公売を実施した結果、12日に落札され、19日に売却決定を行っております。売却の決定先は五戸町で建設業、宅地建物取引業等を営む東北産業という株式会社でございます。売却価格は11,920,000円となっております。

参考までに、差押不動産の概要でございます。土地の所在は八戸市の下長六丁目でありまして、下の左側に写真が付いております。この敷地と右側にあ

る二階建ての建物、それから横にある平屋の物置、この土地と建物を差押えて公売を行っておりました。

位置図といたしまして、右に小さい地図が載っております。産業道路沿いのファッションセンターしまむらの道路を挟んで向かい側の敷地と建物という状況でございます。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。これは、こういうふうにして売れて良かったねということで、周辺の時価よりもちょっとお安いんでしょう。建物がある分、撤去費用とかいろいろ掛かりますからね。

特段、何かご質問、ございますか。

なければ以上で報告事項は終わりたいと思います。それではその他のこととして、協議会の開催日程ですね。これを事務局の方からご説明、よろしく願います。

事務局： それでは資料の8をご覧ください。平成25年度の協議会開催日程についてご説明をいたします。

次回、第48回協議会は、8月30日に八戸市のユートリーでの開催を予定しております。この回では現場視察も予定しております。第49回協議会につきましては11月9日、こちらも八戸市のユートリーでの開催を予定しております。第50回協議会につきましては、来年、平成26年1月11日に青森市での開催を予定しております。この日程につきましては、現時点での予定となっておりますので、開催日や開催場所については変更の可能性もございますことをご了解願います。今年度の協議会開催日程についての説明は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。25年度からは年間5回やっておりましたのを4回、1回減らすということになっております。

それと、ちょっと日程がその分ずれておりますけれども、できるだけ2月、3月のような気候が不順な時は避けましょうということで、このような予定で、ちょっと早くなっておりますけれど、皆様いかがでしょうか。何かご質問等、ございますでしょうか。

特段ございませんか。では、このような予定で。もちろん、状況によっては変わる可能性もございます。その時は事前に事務局から打診等がございますということですね。ありがとうございます。

すいません、ちょっと時間が超過しておりましたが、これで終わりたいと思うんですけども、最後に何かこれだけは申し上げたいということがございますでしょうか。委員の先生方、よろしいでしょうか。大体、今日はたくさんご意見を頂戴いたしましたので、それは多分議事録等に控えていただいておりますので、それをしっかり踏まえて次に臨んでいただければと思います。

今日は、そういう意味では実施計画の変更等がありましたけれども、事業実施計画についてしっかり議論できたと思います。それに関しまして、いろんな方の貴重な意見を頂戴いたしまして、3年後の中間評価に耐えられるようなしっかりした実施計画を遂行していただきたいということだったと思いますね。一つひとつは申し上げませんが、その辺の評価の方法等も含めまして、これから事務局の方、しっかりご検討をいただけたらと思います。

それと、相手のあることではございますが、岩手県とも協力関係を密にして、両県の間、遮水のための鋼矢板をしっかりと造りましょうということですね。

それと環境再生につきましては、これは非常に環境教育という面で重要でもありますし、また地域振興にもつなげていくということで、地域振興へのつなぎ方というのは前回ちょっと議論をしていただいて、可能性のあるものはこの東急以外にも何かないでしょうかという意見が出たと思いますので、その展開もあるようでしたら、多分次回の時には結果が分かっているんじゃないかなという、バイオマス産業都市構想が通るか通らないかというのも多分分かるんじゃないかと、10月くらいかもしれないですけども、ある程度見通しが分かるような気がするんですけどもね。そういうことで、その辺もご報告をいただけたらと思います。

以上で終わります。委員の先生方、ご協力ありがとうございました。これで終わりますので、マイクをお返しします。成田さん、よろしく。

司会 : 古市会長には議事進行を、そして委員の皆様には熱心なご協議をいただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第47回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたしたいと思います。本日はお疲れ様でした。